

令和5年4月吉日

ご担当者様

公益財団法人 杉山記念財団
理事長 杉山 カー

公益財団法人杉山記念財団
令和4年度 論文表彰制度のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当財団では、「生殖医療に関する研究論文の表彰事業」の応募受付を開始しております。
当事業は、生殖医療の振興を図るべく、生殖医療に関する優れた研究論文を表彰することで、
学術の振興及び医療の発展に寄与することを目的としたものです。

ご案内にあたり下記の資料を同封させていただきますので、ご査収の上、よろしくお取り計らい
いただけますようお願い申し上げます。

応募期限は5月末日、消印有効とさせていただきます。

皆様からのご応募を心よりお待ちしております。

謹白

記

令和5年度募集要項 1部

※論文表彰制度の詳細は本法人HPでもご確認いただけます

公益財団法人杉山記念財団 事務局 表彰事業係

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-19-6 山手新宿ビル 5F

TEL : 03-5989-0489 FAX : 03-5989-0489

Mail: info@sugiyama-foundation.org

URL: <https://www.sugiyama-foundation.org>

第5回SMF論文表彰制度

令和5年度募集要項

公益財団法人杉山記念財団

1. 表彰の趣旨

この法人が制定する「SMF論文表彰制度」に基づき、生殖医療に関する優れた研究論文を表彰することによって、生殖医療の振興に寄与しようとするものです。

2. 応募資格

以下の(1)～(5)のすべてに該当すること。

- (1) 生殖医療に関する研究論文であること
- (2) 学術雑誌に掲載済みの原著論文（査読付き論文）であること
- (3) 応募者本人が論文の筆頭著者であること
- (4) 受賞の際に表彰式典への出席が可能であること
- (5) 応募者本人が日本国籍を有すること

※応募論文は、和文・英文の別を問いません

※過去3年間の大賞受賞者は応募いただけません

※オンラインジャーナル掲載の論文でも応募いただけます

※同じ論文の2回目の応募はしていただくことができません

※外部の他の賞と重複受賞がわかった場合、受賞取り消しとなる場合がございます

3. 対象となる論文

令和4年4月1日～令和5年3月31日までの期間において学術雑誌に掲載された生殖医療に関する研究論文

4. 募集期間

令和5年4月1日～5月31日

5. 賞の種類及び褒賞

受賞者には以下の金品を贈呈します。

- ・大賞（1名）賞金 1,000,000 円 および 賞状・トロフィー
- ・優秀賞（2名）賞金 500,000 円 および 賞状・トロフィー
- ・奨励賞（5名）賞金 200,000 円 および 賞状・トロフィー

※賞状・トロフィーは表彰式典当日に贈呈し、賞金は後日振込払いとします

6. 表彰式典

開催時期：令和5年9月初旬～中旬

会場：東京都内のセレモニーホール等

式次：受賞者の発表、褒賞（賞状・トロフィー）の授与、受賞者スピーチ、記念撮影

※大賞と優秀賞の受賞者におかれましては簡単なスピーチ（受賞の感想、今後の展望等）をお願いしております

7. 応募手続

(1) 応募資料

- ① エントリーシート（財団 HP よりダウンロード） 1 部
- ② 履歴書（顔写真貼付、様式自由） 1 部
- ③ 研究論文のハードコピー 1 部
- ④ 研究論文の PDF データ入り CD-R 1 枚

※所属学会等の推薦書は不要です

※応募資料は原則として返却いたしません

※③及び④には抄録（和文,1000 字程度）も収録してください

(2) 応募方法

応募資料一式をこの法人宛にお送りください。

※令和 5 年 5 月 31 日消印有効

※直接のご持参はご遠慮ください

(3) 応募・問い合わせ先

公益財団法人杉山記念財団 表彰事業係

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-19-6 山手新宿ビル 5F

TEL：03-5989-0489 FAX: 03-5989-0489

MAIL: info@sugiyama-foundation.org

URL: <https://www.sugiyama-foundation.org/>

8. 選考及び受賞者の決定

この法人に設置する選考委員会において選考し、理事会が決定します。

選考結果は令和 4 年 8 月初旬～中旬に応募者に文書で通知します。

9. 賞金の交付

令和 5 年 9 月下旬に指定口座（応募者名義）への振込払いとします。

10. 個人情報の取扱いについて

取得した応募者の個人情報は、別途定める「個人情報管理規程」に基づき本事業に係る目的にのみ使用いたします。

11. その他

受賞者が次の事項に該当するときは、受賞取消し、表彰の中止、又はすでに贈呈した褒賞の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

- (1) 応募資料に虚偽・不正が認められるとき
- (2) その他、受賞者として相応しくない事実が認められるとき
- (3) 外部の他の賞と重複して受賞がわかった場合